

## 第七章 租 稅

税は、国内の土地と労働が生み出す生産物の一部で、政府の裁量に委ねられるものである。最終的には、国内の資本または国全体の所得から支払われる。

これまで述べてきたように、一国の資本は耐久性の違いによって固定資本と循環資本に分類されるが、資本の耐久性には事実上無数の段階があるため、両者の境目を厳密に定めるのは容易ではない。具体的には、一国の食料は少なくとも一年に一度は消費され、再生產されるのに対し、労働者の衣服は一般に二年未満で消費・再生產されることはなく、住宅や家具の耐用年数は一〇年から二〇年程度と見込まれる。

一国の年間生産が年間消費を上回れば、その国の資本は増加しているとされる。逆に、少なくとも年間消費が年間生産で補われない場合は、資本は減少しているとされる。したがって、資本は生産を拡大するか消費を抑制することで増やせる。

追加課税によつて政府消費が増えても、その増加分を国民の生産の増加または消費の減少で賄える場合は、税は国民の所得から支払われ、国全体の資本は損なわれないが、

国民の生産が増えず消費も減らない場合は、税は必然的に資本から支払われる。

一国の資本が減れば生産も必然的に減るが、そのまま国民と政府の支出が同水準にとどまり、年々の再生産規模が縮み続ければ、国民と国家の資力はいつそう速いペースで減少し、やがて困窮と破滅を招く。

過去二〇年にわたり英国政府は巨額の歳出を続けてきたが、国民による生産の増加がそれを十分に埋め合わせて余りあることは、ほとんど疑いない。国全体の資本蓄積は減少せず、むしろ大幅に増加した。納税後の国民の年間所得も、現在は英國史上の最高水準に達していると考えられる。

この見解の根拠として挙げられるのは、人口増加、農業の拡大、海運や製造業の成長、ドックの建設、多くの運河の開通、さらに多額の資金を要する他の多くの事業である。これらはいずれも、資本規模と年間生産とともに拡大していることを示している。

資本の蓄積を妨げない税は一つとしてない。どの税も生産を抑え、瘦せた土壤や不順な気候、技能や勤勉の低下、労働配分の悪化、有用な機械の喪失と同様の結果を招く。これらの影響の度合いは税の種類によって大きく異なるものの、租税の主な弊害は、課税対象の選定そのものよりも、総体としての影響の大きさにあると考えるべきである。

税は資本に課されているからといって必ずしも資本税とは限らず、所得に課されてい  
るからといって必ずしも所得税とは限らない。年間所得が一、〇〇〇ポンドでそのうち  
一〇〇ポンドを納めるなら、支出を九〇〇ポンドに抑えれば実質的には所得税となり、  
これまでどおり一、〇〇〇ポンドを支出すれば資本を取り崩すことになり資本税となる。  
価値一万ポンドの資本から年に一、〇〇〇ポンドの所得が得られる場合、その資本に  
対する課税率が一パーセントなら税額は一〇〇ポンドとなる。これを納め、年間の支出  
を九〇〇ポンドに抑えれば、私の資本には影響は生じず、資本額は変わらない。

人は自分の社会的地位と、いったん得た富の水準を守ろうとする。だから、課税対象  
が資本であれ所得であれ、多くの税は結局所得から支払われる。課税が進む、または政  
府が支出を増やせば、人々が資本と所得を相応に増やせないかぎり、人々の年間支出は  
減少する。政府は人々が資本と所得を相応に増やそうとする志向を促し、資本に必ず負  
担が及ぶ税を課すべきではない。そうした税は労働を支える資金を削り、国の将来の生  
産を減らす。

イングランドでは、遺言検認に対する課税や遺贈税など、死者から生者への財産移転  
に關わるあらゆる課税において、資本を損なわないという原則が軽んじられてきた。た

とえば一、〇〇〇ポンドの遺贈に一〇〇ポンドの税をあらかじめ課すと、受遺者は九〇〇ポンドしか受け取れないと感じ、その一〇〇ポンド分を支出から節約しようという動機を持ちにくく、国全体の資本は目減りする。これに対し、一、〇〇〇ポンドをいつたん満額受け取った後に、所得税や酒税、馬や召使いに対する課税の形で一〇〇ポンドを納める仕組みであれば、おそらくその分だけ支出は抑えられ、むしろ増えないため、国全体の資本は損なわれない。

アダム・スミスは、死亡者から生存者への遺産移転に課される税は、直ちに、そして最終的にも、財産の受取人の負担になると言う。土地の譲渡税は全面的に売り手が負担し、売り手は多くの場合売却の必要に迫られており、得られる値段で手放すほかない。

他方、買い手は購入を急ぐ必要が乏しく、税負担を含む総費用で判断するため、税が重いほど買値を引き下げる。結果として負担は差し迫った事情を抱える売り手に偏り、苛酷で圧迫的なものとなる。さらに、印紙税や借入金に伴う債券・契約の登録税は例外なく借り手が負担し、実務でも借り手が支払う。裁判など法的手続に課される同種の税も訴訟当事者が負担する。これらの税は対象となる財産の資本価値を目減りさせる。取得コストがかさむほど取得後の純価値は小さくなるからである。財産移転課税のうち資本

価値を減らすものは、労働を支える資金を縮小させる傾向がある。総じてこれらの税は儉約に反し、政府の歳入を増やすものの、政府はしばしば非生産的労働者しか養わないため、人民の生産的労働を支える資本を食い減らす。

しかし、財産の移転（譲渡）に課す税への反対理由はこれだけではない。国全体の資本が社会の利益にかなう形で行き渡ることを妨げるからである。経済全体の繁栄のためには、財産の譲渡や交換ができる限り円滑であることが欠かせず、そうしてこそ資本は国内生産の拡大に最も適した担い手へ移りやすくなる。フランスの経済学者セイは「なぜある人は自分の土地を売ろうとするのか。より収益が高く、より生産的な用途が見えていて、そこへ資金を回したいからである。では、なぜ別の人とはその土地を買うのか。手元の資本の利回りが低い、あるいは遊休している、または使い方を改めれば収益が上がる」と考えるからである。交換が当事者の所得を増やす以上、総所得も増える。ところが、負担が過大で交換が妨げられれば、この増加は損なわれる」と説く。もつとも、こうした税は徵収が容易であり、その点が有害な影響の一部の埋め合わせになると考へる向きも少なくない。